**2025年日本国際博覧会協会　損害保険加入手続等代理業務　仕様書**

**幹事代理店用**

１．業務内容

本委託業務で実施する業務は次の①〜⑫とする。各項目は協会と協議のうえ実施する。なお、業務の実施にあたっては、協会から提示する資料などを考慮することに加え、SDGｓの達成に向けた視点、取組みについても協会と十分に協議し、調整すること。

1. 公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）が加入する損害保険（※１）に関して、参加者や来場者からの照会に対する対応

協会が手配する保険で補償できる内容を理解したうえで、会期前は主に参加者から、会期中は主に来場者からの保険に関する各種照会（※２）に対応すること。

1. 保険ガイドラインの作成支援

保険ガイドラインは、協会が万博に関する保険の補償内容や保険料徴収などを含む事務手続きを定めるもので、参加者に2023年12月に開示を予定している。協会に定められる諸規則を踏まえた運用可能なガイドラインを作成するにあたり、そのアドバイスおよび作成に関する支援を行うこと。

1. 参加者とのやりとりを含めた保険ガイドラインの運用支援

保険ガイドラインが開示されると、その記載内容について参加者からの照会が予想される。協会は、参加者の実態を踏まえたガイドラインの記載事項に準じた運用ルールを構築するが、その支援をすること。

1. 参加者向けに開示を予定している保険に関するFAQの作成支援

参加者からの照会についてはそれを集約し、FAQとして開示する予定。照会応答を蓄積するとともに、品質を確保したFAQの作成を支援すること。

1. 協会に対する適切な補償プランの提示、アドバイス

協会が加入する損害保険に関して、適切な補償プランの提示およびアドバイスを行うこと。

1. 協会に対するリスク軽減策の提案

万博の安全・安心な遂行に資するリスク軽減策について提案を行うこと。

1. 協会が実施しているリスクマネジメント活動に対する支援、サポート

協会が、万博の安全・安心な遂行を実現するために行っているリスクマネジメント活動について、支援およびサポートをすること。

1. 保険契約締結に必要な施設明細の作成、整備

多岐にわたる万博に関する会場内の施設とその構造、使用目的、面積など、保険料算出に必要な明細を整備すること。

1. 保険契約に関する業務（契約締結業務、契約内容変更）

協会が損害保険会社と締結する損害保険に関して、その代理業務を遂行すること。

1. 保険事故発生時の被害者対応・保険金受取支援業務

万博においてはあらゆる保険事故が発生するとともに、有無責に関して多数の照会が発生する。これらについて、協会の評判を落とすことがないよう、被害者、関係者などに対して親身な対応を行うこと。

1. 協会との主要連絡窓口と代理店内調整業務

幹事代理店として、損害保険代理店との主要な連絡窓口を担う。また代理店内の意見調整を行う。

1. その他、幹事代理店が損害保険会社と締結する損害保険代理店委託契約書に定める業務

※１：(1)施設賠償責任保険　(2)生産物賠償責任保険　(3)火災保険　(4)動産総合保険　(5)その他契約することが必要と認められた損害保険

※２：補償内容（保険金額、保険対象となる範囲、免責、保険料）、事務手続き（契約締結、契約書類、押印署名、保険料集金など）、契約保全（解約、契約内容変更、補償範囲変更）など